

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年10月1日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	大子町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	70-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002370.html

執行機関名 大子町長

妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	49	
③番号法別表第2の項	70	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大子町条例第18号)別表第一 第1の項 大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法第1条	大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>妊産婦</u> 、小児、高校生相当の児童、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持促進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の <u>生活の安定と福祉の向上に寄与すること</u> を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号) 大子町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和48年大子町規則第18号) 医療福祉対策実施要領(昭和48年3月29日国保発第221号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 号	大子町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和48年大子町規則第18号)第3条
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	対象者に対する医療費助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 3 号	医療福祉対策実施要領 第2 5(1)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--